

◎開議の宣告

○田中敏雄 議長 大変ご苦勞さまでございます。

13番阿部信孝議員から欠席する旨の届け出があります。

ただいまから本日の会議を開きます。

監査委員より、例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

---

◎陳情第1号の継続審査の申し出について

○田中敏雄 議長 日程第1、陳情第1号日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める要請については、総務文教常任委員長から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

◎委員会調査の継続の申し出について

○田中敏雄 議長 日程第2、委員会調査の継続の申し出については、厚生常任委員長、産業経済常任委員長、建設常任委員長、総務文教常任委員長から目下委員会において調査中の事項につき、会議規則第104条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

---

◎陳情第19号～議案第85号の委員長報告、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第3、陳情第19号株式会社齋久のリサイクル施設増設計画に対する建設反対についてより、日程第29、議案第85号平成20年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第5号）までの27件を一括議題といたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（7番小笠原恒男議員）登壇】

○小笠原恒男 厚生常任委員長 お昼休み後の最初の常任委員長の報告ですけれども、厚生常任委員会はA4判にして13ページと、ちょっと長いんですけども、途中で私も読みながら、かんだりするところがあると思いますので、聞き苦しい点があるかと思えますけれども、どうかご堪忍願いたいと思います。

それでは、今定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案25件、陳情2件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第19号については12月議会からの継続審査であり、当局からその後の状況などを聞きました。

起立採決の結果、起立多数で採択するべきものと決定いたしました。

次に、陳情第3号についてであります。

この陳情には、立身議員より私はこの陳情に賛成の立場で討論する。後期高齢者医療制度については、国の方針というのは、どこまでも医療費が増えるお年寄りに対して75歳で区切りをつける。保険料は完全にとって、医療費は抑制というものではなくて、どんどん減らそうとしているという意図がある。全国的には、1年間滞納すれば資格証明書を発行して保険証を取り上げるというような動きも出てきている。幸いにも横手市ではいろいろ配慮してくれて、そうではないようにとやってくれているが、ただ国の動向をにらむしかないというのが現状だと思う。だからこそ国民の側からどんどん声を上げていかない限り、この仕組みというのは改善されない。国民がばらばらではなくて、陳情や請願などで束になって動くことで変えていけるということなので、私はぜひこの陳情を採択したいと思うとの討論がありました。

起立採決の結果、可否同数となり、委員長裁決の結果、本陳情は採択するべきものと決定しました。

次に、議案第6号については、事業仕分け検討委員会についての質疑があり、当局から委員会は多数の班に分かれ、それぞれ5人から6人で構成されている。行政にかかわる方、あるいは一般市民の方など、広く皆さんからのご意見を伺うということで、各部、各課から仕分けを行うためのいろんな事業が提案されている。長寿祝金については、不要と評価された方が2人、市で改善が必要ではないかという評価が4人ということであったとの答弁がありました。

菅委員から、長寿祝金を50万円から10万円ということではいろいろ話聞いた。やはり100歳になるということは大変なことだと思う。病院に入りながら100歳になる人もいると思うが、大体は健康な方が多いと思うので、市の国保税などでは貢献しているのではないかと思う。その方に対して10万円という祝金は、かえって失礼なような気もするので、これは反対したいと思うとの討論がありました。

起立採決の結果、起立少数により本案は否決するべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号については質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決するべきものと決定しました。

次に、議案第27号については特段の質疑はなく、立身委員より私はこの議案に賛成の立場で討論する。

これで首長や議長の交代のたびに選挙をしなければならないという不合理は解消される。煩雑さを克服するという点では、私は前進したと評価はできるので賛成はするが、2つだけ根本問題の改善になるであろうということで提起させていただく。

1つは議員定数が余りにも少ないこと。秋田県の場合は、たった25人で12万人の高齢者の医療について決めなくてはいけないわけだから、各市町村1名の代表ともう1人、各市町村に高齢者の数に応じた議員定数の上積みをするべきだというようなことが国民や市民の間から言われている。

それが1つと、もう一つは、高齢者や医師会などの関係者の意見を反映する組織が保障がないという問題がある。いろいろな意見が出て懇話会が設置されたが、これは広域連合長の諮問機関に過ぎないわけで、懇話会ではなく協議会として、国保運営協議会のように一定の権限を持たせるべきではないかという2つの改善点を提起した上で賛成とするとの討論がありました。

採決の結果、本案は原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号について主な質疑と答弁を申し上げますと、一般会計からの繰り入れについての質疑があり、当局からはまさに国保制度という疲弊した制度が基本的にもたらしている財政の問題で、制度に組み込まれた一保険者がそれに対して何がやれるかということで、財政的な面で一般財源から出すというのは、少し問題があるのではないかとすることがある。国保財政の安定化というのは、たった2つしかない。医療費の適正化と税収の確保、この2つさえきちっとやっていれば、国保はおのずと安定する。福祉環境部でやれるのは医療費の適正化ではないか。そういうことで市長の政策の中で介護予防とか医療予防とか、要するに健康の駅を代表として、保健衛生の保健活動を活発にして医療費を適正化させて、国保財政を安定化させるというところに力を入れてきた経緯がある。単なる一保険者ができるのはそれしかない。それくらい国の国保の制度というのは、疲労化してしまっていて大変な状況にある。何とかして市民の負担を減らすために、私たちのやれるところは医療費の適正化しかない。そのための保健、市民の健康づくりに力を入れていきたいとの答弁がありました。

討論はなく、原案のとおり可決するべきものと決定しました。

次に、議案第33号について主な質疑と答弁を申し上げますと、滞納と資格証明書についての質疑があり、当局より滞納者の関係については、当市の普通徴収の部分については大体94%ぐらいで推移しているようである。高齢者の方々なので納め忘れということもあろうかと思うので、年度末には対象者が少なくなってくるのではないかと考えている。滞納すると資格証明書という制度があるが、この交付については、国や広域連合でどこら辺を基準にするかということをしている議論している。政府与党では、相当な所得があっても納めていない方を対象にすべきというような形になっているので、所得が非常に高い方だとか、相当絞られた形になろうかと思う。ただ、普通徴収になっている方というのは、ご承知のとおり所得の低い方である。そこら辺を考慮すると、ほとんど適用するということは無理ではないかと思っていると答弁がありました。

また、国のほうで一定の基準はつくってくれるだろうと思うが、実際にこれを適用するには、各都道

府県に設置されている広域連合のほうで細部について詰めるという形になると思う。このことについては、全国統一した形で基準をつくったほうがいいのではないかとということで、各都道府県の広域連合の事務局担当が集まって、そういう話を現在している。その中でいろいろ検討されているが、いわゆる所得割のかかかっていない方とか、均等割の方々の軽減を受けている方々は対象にしないとか、いろいろ議論されている。いずれも今年の4月以降にそういったことを秋田県の広域連合の中で、各市町村の担当課長が運営検討委員会というものを組織しているので、そこで一度もんで最終的には秋田県の後期高齢者広域連合として、どういう形の基準をつくるかということが決められ、広域連合で最終的に判断されるのではないかと考えているとの答弁がありました。

本案については討論はなく、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号、第34号、第35号については討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第36号について主な質疑と答弁を申し上げますと、職員の退職の原因はどの質疑があり、当局より横手市の場合、非常勤職員はどこまでも非常勤職員であるため、正職員の道を求めて退職するというのが一番多い。市の介護施設から退職者8人のうち同じ介護施設に行った人は1人で、まるっきり別の業種に行った3人も皆、正職員の仕事を探して退職しているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第37号については質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号については、医療機器の導入計画についての質疑があり、本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号について主な質疑と答弁を申し上げますと、国保税の医療費と収納率についての質疑があり、当局より国民健康保険制度というのは、広く国民の中に行き渡っている制度だと思っている。国保の制度の内容とか仕組みとか、年1回国民健康保険の広報を出しているが、それとあわせて10月の保険証の更新時、啓蒙させていただいている。もう一段、市民の方々から制度の中身とか、国保税の中身とかを理解してもらう工夫をしてみたいと思う。健康で長生きするということが一番ベストだと思う。そこら辺の手だてについては医療費の適正化に通じるし、一人一人の健康問題にも通ずることなので、もっと大きく、生き方だとか生活の見直しだとか、そういうことに通じることだというふうに思う。医療機関ばかりではなく県も市もそれぞれ取り組んでいるが、これについては地道に積み重ねて医療費の適正化、強いては医療費を払わなければ、それだけ自己負担も少ないし国保税も安くなると思う。これから健康教育を含めて推進していきたいと考えているとの答弁がありました。

また、国保運営協議会は被保険者の立場を行政に反映しているかとの質疑に、当局からは運営協議会の構成は条例等で決められている。被保険者代表ということで各地域から8名いる。もちろんお医者さ

ん方も入っているし、公益代表ということで、それぞれの学識経験者なり精通している方を選んでいる。補正予算とか条例とか当初予算を諮問するわけだが、提言を受けることについて姿勢の問題だというふうに思うけれども、委員の方々については自由に貴重な意見についてはどんどん発言して、私たちの足らざる部分を補っていただきたいという気持ちで、常に討論とか質疑にはお答えさせていただいているところだ。我々としても気がつかない部分などについて、ぜひ提言をしていただきたいというふうに考えているとの答弁がありました。

ほかに保健事業で行う脳ドック、1泊ドックについての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、起立多数により本案は原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号及び第58号については討論はなく、採決の結果、起立多数により本案は原案のとおり可決するべきものと決定しました。

次に、議案第59号について主な質疑と答弁を申し上げますと、認知症高齢者見守り事業についてのキャラバンメイト養成事業についての質疑があり、当局よりキャラバンメイトが主体的にそのサポーター養成を担うわけだが、実際に講習を受けた方には、見守りの証としてオレンジリングが無償で配布される。養成に係る費用は参考資料代程度で予算的にはそんなに負担がない。サポーターの方々にオレンジリングをつけていただき、見守りの輪を広げるという事業だ。福祉事務所でも市の職員を対象にしてキャラバンメイトの講習、サポーター養成事業を行った。大森地域に勤務する市職員合わせて30人ぐらいの方がサポーター養成講習を受けたところだ。市役所の職員ももちろんであるが、企業などにも働きかけをしていきたいと思っている。サポーターの方々が広く存在することによって、認知症の理解が深まることにつながる。認知症を抱える家族の方々がひとりで悩んだり、あるいは家族だけで悩むということをできるだけ防ぐことができれば、あるいは早目に手だてができればと考えている。サポーターは応援者ということで、多くの方々に養成講習会の受講を呼びかけてまいりたい。毎年500人ぐらいを養成し、3年間で1,500人のサポーターを養成する予定であるとの答弁がありました。

本案については討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号について主な質疑と答弁を申し上げます。

健康の駅と包括支援センターの人たちが同じ場所にいることの総括についての質疑があり、当局より包括支援センターの業務の中に介護予防というものがある。実際はやはり健康づくりというような視点で行う業務であると思う。健康の駅推進室もそのような点でかなり共通点があり、お互いに身近な場所で仕事をすることにより連携が具体化できたと思っている。実際に今年度事業を進めてきたが、お互いの職員の交流により連携協働の体制を確認できた。今後は健康づくり事業、あるいは地域支援事業、保健事業というような、さまざまな事業の調整、整理が必要であることも明らかになったとの答弁がありました。

本案については討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号について質疑と答弁を申し上げます。

介護保険料の改定と人件費の関係についての質疑があり、当局より市の施設に勤務する介護関係の非常勤職員の報酬の額を全国平均と比べてみた場合、少し低いがそんなに変わりのない状況である。ハローワークの求人状況を見てみると、民間のほうより若干市の直営の施設のほうが高くなっている。非常勤については横手市全体で調整していかなければならないが、介護の関係に特定して言うとなれば、介護報酬プラス改定を考慮し、施設で働く介護職員の処遇をある程度、民間事業所とのバランスもあると思うが、一定の処遇をしなければならないのではないかと思っている。今いろいろ情報を集めているところだが、状況を見ながら少しでも待遇改善につながればと思って取り組んでいるところだとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、議案第62号について主な質疑と答弁を申し上げます。

今回の介護保険の改定による老人保健施設の実態はとの質疑があり、当局より今回の介護報酬のアップに関しては、都市に厚い改定になっている。施設の目的は同じであるが、都市型の場合は家庭復帰される方が非常に多いということでアップ率が全然違ってくる。老健おもりの場合は、家庭復帰される方は少ない。アップ分が率にして1%、介護福祉士の率がそれに当てはまるということで、1%アップを予算に見込んでいる。このほかにも夜勤体制を充実するとアップするわけだが、例えば夜勤を1人増やすとなると最低3人は必要になる。そうすると、いただくお金と人件費にかかるお金、これらを比較した場合、多分人件費のほうが高つくのではないかと思っているとの答弁がありました。

赤川委員より、説明を聞いて老健という性格からか、利用率が悪い。悪いがやむを得ない。施設の性格からにして、負担が高いとか、あるいは入退院を繰り返したりするということで当然だと思う。しかし、財政状況を見ると繰越金も底をつきそうで、また、公債費比率もかなり高い。今後の運営については、一般会計のほうにも相当の配慮をしてもらわなければ、経営そのものが表面的に大変だということだけの認識がされるようであればまずいと思うので、そこらを十分に当局は配慮しながら、今後の運営についてお願いしたいとの討論がありました。

採決の結果、本案は原案のとおり可決するべきものと決定しました。

次に、議案第63号について特段の質疑、討論はなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決するべきものと決定しました。

次に、議案第64号について主な質疑と答弁を申し上げます。

マンパワーと障害者自立支援法の対応についての質疑があり、当局より施設職員1名ずつの減ということについては、非常勤職員で対応したいと考えている。自立支援法で障害程度区分の低い方は施設を出なければならないため、本年度社会福祉課で障害者程度区分の調査はしているところであるが、その結果はまだ出ていない。横手市以外から来ている方については他自治体の調査となるため、今後の調査の動向を見なければならない。法律的には出なければならないとなっているが、市としては一気にグルー

プホームなどへ入所させるということはず、程度の軽い人については平成21年度から徐々にやっていきたいと考えている。市で平成23年度末までに段階的、計画的にグループホーム、あるいはケアホームに使用する空き家などを見つけ、5人ぐらいずつ移していきたいと考えている。ただ、国の方向性として今出ているのは、平成23年度になっても今まで入所している方々はそのまま継続して入ってもいいという方向性になりつつある。基本的な方向は自立支援なので、あくまでも軽い方々は自立という方向でいくのだが、軽くてどうしても自立でやっていけない方々は、そこに残ってもいいという方向で国では検討している状況であるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。次に、議案第78号について主な質疑と答弁を申し上げます。

患者の動向についての質疑があり、当局より横手病院の患者については、去年と比べれば増えているという状況である。1月末現在で集計をとって見たが、入院で去年と比べて1,768人ほど増えている。地区別に申し上げますと、湯沢市あるいは十文字町からの患者さん、あるいは大曲、仙北からも増えている状況になっている。しかしながら、外来が去年と比べると1万414人ほど減っている。1日平均にすると40人ぐらい減っている状況になっている。外来患者数が減っている分については少し不安材料ではあるが、いろいろな状況があるのかなと考えていて、これについては一つの課題だろうと思っている。

大森病院については、入院については2月末現在、本年度は5万330人ということで、前年度に比べて1,692人多くなっている。病床利用率も100%という状況である。外来については、総体的には41人ぐらしか伸びていないが、これについては診療日数が昨年同期に比べて2日短いということであり、基本的には1日平均当たり285.4人ということで、昨年度と比べて2.7人ほど多いような状況になっている。

また、横手病院について改修のため減価償却の増と収益の関係についての質疑があり、当局より医療体制の充実というのが大きな一つのキーポイントになると思っている。医師の確保の状況だが、今まで整形外科1人であったが、4月からもう1人常勤の先生が来てくださるということで、2人体制になるということを予定している。整形外科2人ということになると、その分収益の確保は可能になると考えているし、そのほかにも5月からは麻酔科の先生がいらっしゃってくれるだろうと思っている。この辺でいろいろな手術関係とか、それ以外の外来も可能になってくるので、その分での収益の確保ということが可能になるだろうと考えている。そのほかにも外来の患者さんが減っているという部分では、いかにして外来の患者さんを増やしていくか、来ていただけるかというところを考えていかなければならない。増改築終わった段階で、例えば人工透析のベッド数を10から15に増やすといったところ、例えば消化器センターを充実するというところで収益を確保していきたいと考えているとの答弁がありました。

赤川委員より本案に賛成の立場で討論したい。大森病院、横手病院ともに関係者の努力で、その努力の跡がよく見られる。しかし、経営内容は必ずしも健全なわけではない。特に横手病院の場合には改築という時期に入っているため、改築期間中の対応を適切にとらなければ経営そのものにも影響するだろうし、建築そのものに対しても結局影響が出てくると思う。そういうふうな意味では、健全な経営に努

力すると同時に改築期間中に特段のご配慮をお願いしたいと思うとの討論がありました。

起立採決の結果、起立全員により本案は原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、議案第81号について質疑はなく、立身委員より私は基本的にこれに賛成の立場で討論する。ただし、国が平成21年度から23年度までの臨時的な措置だということで、これで問題解決になるかと言ったら、ならない。しかもこれは平成24年3月31日に余っていたら国に返しなさいということで、私たち国民からしたら、こんなのでいいのかというふうに思う。しかしながら、今のこの非常に困った状況の処遇を改善しなければいけないという声は、国民の声が届いたからここまでなったという意味で、私はこれに対して賛成をするとの討論がありました。

起立採決の結果、起立全員により本案は原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号については、立身委員より私は賛成の立場で討論する。しかし、近隣の都市に比べても上げ幅が小さいからよかったという気持ちにはなれない。これの大もとになっている介護保険制度が変わったということがどういう意味を持つのか、非常に不安なこともあって、地域にもどうなるのかという不安がある。この制度は手だてを厚くすれば結局は保険料が上がってしまうということは、大体市民は理解している。しかし、介護保険制度の改正に伴って、いろいろなところが国民や市民にとってどういう影響があるかということは余り知られていない。例えば改正された制度では、介護認定の第1次判定をするときに82項目のうち14項目は削除されてしまう。結局は認知症対策に対しての項目が減っているというようなことが市民にとっては不安になるわけだ。その対策はどうするのかということについていろいろなところでお聞きしたら、第2次判定のときに調査員が特記しなければいけないという細かいところが出てくる。それ1つとっても市民にとっては不安だ。賛成すべきか反対すべきか非常に迷うが、こうやっていく中で改善したほうがいい、これはどうすればいいのかということをも市民も一緒になって当局の方々と話し合いをしながら、それを生かせるよう頑張っていきたいという思いを込めて賛成するとの討論がありました。

採決の結果、本案は原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

次に、議案第84号、第85号については討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

大変長くなりましたけれども、以上をもちまして、厚生常任委員会の報告といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論の通告がありますので発言を許可いたします。

3番木村清貴議員。

【3番（木村清貴議員）登壇】

○3番（木村清貴議員） 議案第6号に賛成の討論をしたいと思います。

この条例改正案は、長く続いてきた行政のばらまきに近い政策を市当局みずからが、年々厳しくなっていく市財政をかんがみ、一刻も早く行財政改革を進めなければならないとする意思のあらわれと評価しております。そもそも行政機関は個人にお金を配るために存在する機関なのではないでしょうか。定額給付金に関するアンケートに見られたように、もはや国民の大多数はばらまき政策など望んでおりません。遅々として進まない行財政改革、議会改革に市民の不満は日増しに大きくなりつつあり、議会は率先して行財政改革の先頭に立ち、健全な横手市に向って前進させるべきだと思います。市当局においては、市民からいただいた血税を市民ができる限り広く等しく享受できる政策を立案し、それに使わせていただくという基本に立ち返ることが第一と考えます。この改正案が可決されても、なお残る長寿祝金10万円、出産祝金3万円など、個人に現金を配るようなことや行政効果の広がりが見込めないものを早期に見直すことを期待して、この改正案に賛成するものであります。

○田中敏雄 議長 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論ありませんか。

16番齋藤光司議員。

【16番（齋藤光司議員）登壇】

○16番（齋藤光司議員） 議案第6号横手市長寿祝金の全部を改正する条例に反対の立場で討論をいたします。

今回の条例改正は、市民が100歳に達したときに50万円を贈っていたものを10万円、88歳の方に3万円贈っていたものを気持ちとお祝い品にするという改正案であります。このことになぜ反対をするか、2点大きな理由を申し述べて、皆様のご理解を賜りたいと思います。

まず、1つ目であります。今回、改正までの準備の問題であります。現在、来年度の直接の対象者は明治42年生まれ、100歳対象の17人と、大正9年生まれ、88歳対象の636人です。今回の改正で大事なことは、その対象者の皆様にどのような説明をしてきて、その提案だったのか、また、大筋の理解と合意、納得を得ての改正なのかということでもあります。

今回の提案までの経過を調べてみますと、平成19年12月の横手市事業仕分けという中で諮問委員会の提言を受け、高齢ふれあい課で検討の結果、今回の提案になった、そういうことでもあります。事業提案に諮問委員会を使うという手法は、当市においてよくある手法ではありますが、その諮問にかかわった諮問委員会の中身を見てみますと、公募者5人と取りまとめという中での1人、計6人での答申であります。この6名での答申を市民の総意としての提案であるのならば、中身が市民の大部分の民意であるのか、慎重な対応と検証が求められます。結果として、その後、介護運営協議会で説明をしたということではありますが、来年度対象となる皆さんには何も説明をしてこなかったということでもあります。

私はここの部分を一番心配するものであります。今、昨年度の敬老会から、次はいよいよ私の番だ。指を折りながら待ち続けている多くの市民がおります。何よりもその対象者たる市民の皆さんの理解と納得を得ての条例改正でなければならないのに、その手順を踏んでこなかった。このような中での拙速

な改正は、いかに新規の事業を手がけ、その目標と理想を高く掲げようとも多くの市民、特に高齢者の皆さんに市の福祉行政に不信と失望を与えるだけであります。このことが反対の一番大きな理由であります。

2つ目であります。今回の祝金減額の1,920万円の使い道として、介護予防水中健康運動教室事業、高齢者台帳整備、生きがい活動支援通所事業、配食サービス事業等々に予算を配分することであり、どれもが必要な事業ではありますが、これも中身の説明不足からでしょうが、事業としての理解不足と、それからなるインパクトのなさから条例改正理由の納得を得る説明にはなっておりません。どうせやるなら、例えば寝たきりになってしまった横手市のお年寄り全員に所得に関係なく紙おむつを支給する、すなわち横手で老後は、いざ寝たきりというときには交換する手は夫婦、親子、兄弟等の情と縁に頼るな、おむつ代だけは市が全額責任を持つんだ等々という、思い切った市民の老後の現実の一番の不安、ニーズに対応していくという新しい提案がなぜ出てこないのか、残念でなりません。そういう提案こそが今回のような条例改正には最も必要なことでありますし、対象者の理解と納得を得る唯一の道だと信じます。

私は、今回の長寿祝金条例改正の行政手法は、これまでもたびたび見受けられる横手ドン方式であると思います。私の言う横手ドンとは何かという話であります。本来であれば何事も、位置について、用意ドンであります。しかし、今回の条例改正は、位置についてドンであります。横手でたびたび見受けられる行政手法である、位置についてドン、本来民主的行政手法として一番大事な用意が抜けている。これは、私の言う横手ドンであります。特に今回は対象が88歳、100歳という高齢の皆さんと、それを見守る家族の方々が対象であります。まだ、位置についていない人がいないか、手押し車が脱輪していないか、もろもろのそういう優しさと気配り、そういう形での用意がなければならないと思います。今回の条例改正の提案はまさしく横手ドンであります。今日の改正を無理強いすることは、対象者のその順番を待ち続けている多くの市民に不信と失望を与えるだけであります。繰り返しになりますが、行政手法の中での横手ドンは絶対にだめだということを強く申し上げて、皆様の理解を得たいと思います。よろしく願いをいたします。ご清聴ありがとうございました。

○田中敏雄 議長 ほかに討論ありませんか。

18番高橋大議員。

【18番（高橋大議員）登壇】

○18番（高橋大議員） 18番高橋大でございます。

議案第6号横手市長寿祝金の条例の全部を改正する条例に賛成の立場で討論いたします。

まずもって、長寿の高齢者の皆様におかれましては、戦前、戦中、戦後と、家族のため、地域発展のため、日本の繁栄のために並々ならぬご尽力をされ、今日の日本の基礎を築いてくださいましたことに心より感謝と敬意を表するところでございます。

さて、長寿祝金制度であります。昭和34年大阪府の箕面市において制定されたのを始まりとして全

国的に広まり、当市におきましては多年にわたり郷土の発展に貢献された老人を敬愛し、長寿を祝うとともに高齢福祉思想の啓発普及と高齢者の福祉の増進を目的とし、旧雄物川町において昭和51年1月1日から施行され、その後、旧市町村のすべてにおいて施行され現在に至っております。

本条例施行当時と現在の日本人の平均寿命を比較いたしますと、昭和54年当時で男性73.46歳、女性78.89歳であったものが、平成18年の数字ではございますが、男性79歳、女性85.81歳となっております。今後も医学の進歩、福祉サービスの充実、一人一人の健康管理に対する意識の向上、救急救命に対するインフラ整備などによって、より我々の余命は伸びていくことが大いに期待できます。

長寿祝金の支給に伴う横手市において財政支出は、3年後には現在の倍以上となる予測がはじき出されております。今回の提案は、財政不如意の横手市が今後も福祉サービスの充実を図り、施行していくために出された苦渋の決断と受けとめます。決して横手市がお年寄りへの感謝の気持ちを失ったとか、敬老思想の普及の気持ちが失われたとは思えません。現に本条例改正に伴い発生する財政支出の減少分を、これは16番議員もおっしゃっていましたが、生きがい活動支援通所事業、配食サービス事業、ふれあい安心電話を統合させるための緊急通報事業、健康保持増進に関する事業、高齢者福祉サービスの提供と災害など緊急時に対応可能なリストを作成する高齢者台帳の整備、認知症高齢者見守り事業といった高齢者サービスの新規立ち上げや増強のために振り向けるような形で、21年度予算が組まれております。

16番議員は紙おむつを全員に支給したほうがいい、すばらしい提案だと思います。平成18年ベースでは2,000万円だったこの支給事業の経費、おおよそであります。平成30年には長寿の制度がうまくいって、これからお年寄りの方が健康でいられるのであれば、恐らく2億円の支給をしなければならない。要は平成18年から平成30年までに10倍になってしまう予算が見込まれます。それを考えれば、紙おむつの全員支給ぐらいは2億円ですから簡単だと思います。それぐらいは当局も考えてくれると思います。

長寿祝金制度はすべての市民が対象のように映りますが、その年齢に到達する前に残念ながらお亡くなりになる方もいらっしゃるわけでありまして、受益者と被受益者との間での不公平感は存在するものと思われま。一概には言われませんが、仮に長寿を幸せ、短命を不幸と決めつけるのであれば、長寿を望める可能性の低い方々に力を注いでいくほうが、どちらかといえば福祉サービスとしては妥当なようにさえ思われます。

本条例はあくまでもお祝いの条例でありまして、お祝いは心が大事だと思います。横手市のお年寄りを大切に思う心はすべての高齢者に対し、より健康に、より安心して暮らしていけるサービスの提供を強化する予算が21年度において組まれたことからわかりますし、この事情がわかれば長寿を迎えられた高齢者の皆様にも、市としての気持ちは伝わるものと信じておりますし、願っております。本条例改正案の提出は唐突であり、議会への説明不足は否めない点もあろうかとは思いますが、何とぞ横手市としての長寿をお祝いする心、気持ちは十二分にあることを酌んでいただきまして、どうか議員の皆様

はよろしく賛成のご賛同をお願い申し上げまして、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○田中敏雄 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、陳情第19号株式会社齋久のリサイクル施設増設計画に対する建設反対についてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、陳情第19号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情第3号後期高齢者医療保険証の取り上げ禁止と保険料減免に関することについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、議案第6号横手市長寿祝金条例の全部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立少数であります。したがって、議案第6号は否決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第27号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第31号平成20年度横手市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。次に、議題となっております案件中、議案第33号平成20年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。次に、議題となっております案件中、議案第56号平成21年度横手市国民健康保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。次に、議題となっております案件中、議案第58号平成21年度横手市後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。次に、議題となっております案件中、議案第78号平成21年度横手市病院事業会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。次に、議題となっております案件中、議案第81号横手市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。次に、既に議決されております10件を除く17件について採決いたします。

17件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、17件は委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎陳情第4号～議案第86号の委員長報告、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第30、陳情第4号最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度確立を国に求めることについてより、日程第38、議案第86号平成20年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第4号）までの9件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長。

【産業経済常任委員長（30番播磨博一議員）登壇】

○播磨博一 産業経済常任委員長 今定例会において産業経済常任委員会に付託になりました案件中、議案8件、陳情1件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第4号について主な意見を述べますと、100年に一度と言われる大不況の中で経営側が大変苦勞している状況はわかるわけだが、一方そこで働く地域の賃金労働者が、賃金も非常に低く抑えられている状況がある。とりわけ秋田県は全国でも最低賃金を含めた県民所得が最下位に近い状況なので、内需を拡大して景気を支える意味でも一般的なもろもろの賃金を引き上げるべきだと思われ、そのベースになる最低賃金の一定の引き上げは図られるべきだと思われとの意見がありました。

本陳情について討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め採択すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号について主な質疑と答弁を申し上げますと、情報提供と申し込みの予定についての質疑に対し、当局より情報に関しては地域局と金融機関へ話し、広げていきたい。これまで2週間かけて8地域を回り、認定農業者、集落営農の方には説明をしている。借り入れは当初2億円を予定していたが、まだ実態がつかめないなので、とりあえず1億円から出発し、もしそれより上回った場合は補正を予定している。4月からは資金を預託しているので、要求があり次第随時受け付けるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号及び第21号について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号について質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号について主な質疑と答弁を申し上げますと、さくら荘の支配人が鶴ヶ池荘の支配人

となつてからの状況についてとの質疑に対し、当局よりさくら荘の場合、急遽11月に営業マンということで横手市全域を把握できる人を雇用した。その結果もあわせて従業員がみずから営業マンという形で頑張ってもらい、見通しによれば黒字になるということで、1月現在の前年比101.2%で上昇になっている。鶴ヶ池荘については昨年9月1日から支配人が交代して、今現在兼務という形で両方を見てもらっているが、昨年のポンプ故障から風評被害ということで難儀している。支配人が代わってから、若干上向きにはなっているが、今現在の前年度比較では、営業収入としては若干マイナスになっている。ただし、経費のほうで大分節減を図ったということで営業利益はマイナスだが、前の年からすると若干圧縮になっているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第65号について主な質疑と答弁を申し上げますと、えがおの丘について、隣に雄川荘もあるので温泉は廃止し、純粋にプール等の健康増進施設とすることを検討してはいかかとの質疑に対し、当局より直営が6施設あるが、繰入金2億6,600万円のうち1億3,500万円、公債費の1億5,000万円のうち8,400万円と、50%ほどがえがおの丘になっている。限られた財源の中で市民へのサービスをどうするかということで、経営企画課と一緒に機能を特化した形も含めて、トータルで住民サービスを見据えながら検討しているので、いただいた意見も参考してこの後よく検討したいと思うとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第86号について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業経済常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第5号横手市農業経営安定化対策資金融資あっせんに関する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の

議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第24号公の施設の指定管理者の指定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第65号平成21年度横手市市営温泉施設特別会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております3件を除く6件について採決いたします。

6件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、6件は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎陳情第2号～議案第87号の委員長報告、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第39、陳情第2号市道「楢沢沼端線」拡幅工事についてより、日程第69、議案第87号平成20年度横手市水道事業会計補正予算（第4号）までの31件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長。

【建設常任委員長（33番佐藤功議員）登壇】

○佐藤功 建設常任委員長 今定例会において建設常任委員会に付託になりました案件30件、陳情1件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第2号について意見、討論はなく、採決の結果、採択すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号、第15号、第16号、第17号の4件について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いた

しました。

次に、議案第25号及び議案第26号について主な質疑と答弁を申し上げます。

廃止路線より認定路線のほうが多い理由についての質疑に対し、当局より開発行為等で完成した区画街路について今回の見直し作業において認定したため、全体の路線数及び延長が増えたとの答弁がありました。

以上2件について討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号、第29号、第39号、第40号、第41号、第42号、第43号、第44号の8件について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号について主な質疑と答弁を申し上げます。

土地の取得予定の見送りについての質疑に対し、当局より土地については数年前から所有者と交渉しており、合意に達したため予算化をしたが、墓園の需要見込みや若干未整備のところがあることを踏まえて検討した結果であるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号、第47号の2件について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号について主な質疑と答弁を申し上げます。

浄化槽の設置基数が当初の見込みより少ない原因をどのように分析しているかとの質疑に対し、当局より毎年設置基数の申し込みが少なくなっている状況であり、特に昨年度においては住宅着工戸数が減少しており、浄化槽の設置も伸び悩んでいるという状況であるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号、第52号、第53号、第54号、第66号の5件について質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第67号について主な質疑と答弁を申し上げます。

加入率が思うように上がらない中で、市債を増やしてもやり続けることが果たしてどうなのか、そのことについての考えはとの質疑に対し、当局より水洗化率がなかなか進まないという状況で、施設整備については最盛期の3分の1ぐらいのボリュームまで減になっている。さらに、こういう経営状況なので、加入の支援をするのもなかなか難しい状況にある。ただ、環境を守るためにも下水道の整備は続けていかなければならないと思っている。大変危惧しており、経営の改善についても経費の削減や水洗化の推進の問題が山積みであるが、少しずつでも解消したい。来年度いろいろな機会に議員の皆様にもいろいろ内容を明らかにして、ご意見を伺う機会を持ちたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第68号について主な質疑と答弁を申し上げます。

集落排水の加入率はとの質疑に対し、当局より平成19年度末で集落排水事業全体では71%である。そのうち大森地区が82%、十文字地区が43%となっているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号について主な質疑と答弁を申し上げます。

市設置型と個人設置型の浄化槽の料金についての質疑に対し、当局より市設置型と個人設置型の個人の方々の負担割合に違いがある。必ずしも市設置型のほうが負担割合が少ないわけではなく、使用料が高い。ただ、全市的にどういう扱いにするかということがこれからの課題だとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号について主な質疑と答弁を申し上げます。

水道料金の未収金に対する取り組みについての質疑に対し、当局より未収金に対しては方針や対策を立てているが、よりの確にやる必要がある。全体の公平な負担という観点からも、また、経営上大変マイナスということからも、今後も頑張っていきたいとの答弁がありました。

また、未普及地域についての質疑に対し、当局より同じ未普及地域の中でも要望が高い地域、必ずしも要望がない地域があるが、地下水の状況が変わったときや地域の要望が大きくなったときのため、現在要望がない地区も含め、認可の範囲内として準備しておこうという考えであるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第87号について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、建設常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議ください。

○田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第19号横手市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第79号平成21年度横手市水道事業会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。次に、既に議決されております2件を除く29件について採決いたします。29件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、29件は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎陳情第5号～議案第77号の委員長報告、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第70、陳情第5号J R不採用問題の早期解決を求めることについてより、日程第88、議案第77号平成21年度横手市館合財産区特別会計予算までの19件を一括議題といたします。総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長（20番石井正志議員）登壇】

○石井正志 総務文教常任委員長 今定例会において総務文教常任委員会に付託になりました議案18件、陳情1件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第5号については意見、討論はなく、採決の結果、採択すべきものと決定いたしました。次に、議案第3号については質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第4号では納税者の目的とする事業が実施できない場合の対応について質疑があり、当局より納税者と連絡をとりながら、できるだけ目的に沿った内容の事業に活用できるよう調整していくとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号については質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号では通信鉄塔の利用状況と平成21年度の計画について質疑があり、当局よりこれまで一つの通信鉄塔を複数の通信事業者が使用しているのが通例である。平成21年度は大森地域に2基設置の予定であるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号では改訂される給与表の確認が行われ、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号では質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号では地上権と地役権の運用について質疑があり、当局より立木の伐採は地上権の規定ではなく、別途立木補償の手続が必要である。地役権は、鉄塔等の管理のための立ち入りや歩道確保のため、やぶ払いなどが可能となる権利であるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号では団員報酬の支払い規定について質疑があり、当局より各地域の事業実施状況に合わせ、柔軟に支払い時期を設定できるように措置したとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号では委員の推薦方法について質疑があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号では温泉が枯渇した場合の保障について質疑があり、当局より現行の給湯契約でも、そうした場合の保障は行わないものとしているとの答弁がありました。

次に、議案第70号では質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第71号では今後の組織の見通しについて説明があり、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第72号では会計処理と活動状況について質疑があり、当局より会計処理は市で行っており、財産区議会の設置もないが、主体的な活動のため管理委員会等を開催し協議をして進めているとの答弁がありました。

次に、議案第73号では森林総合研究所とその関係について質疑があり、当局より研究所は旧みどり資源機構が名称変更したもので、西成瀬地区の分収林の保育を委託されているものであるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第74号、第75号、第76号については質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号では一律でない役員報酬と事業展開について質疑があり、当局より財産区は特別地方公共団体であり、財産区で自主的に判断した報酬額や事業展開を議会に提案しているものであるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

18番高橋大議員。

○18番（高橋大議員） 陳情第5号につきまして質問をさせていただきます。

J Rの不採用問題についてであります。これは平成16年、旧市町村時代であります。合併前ですが、同様の陳情が出されております。旧横手市とか我が十文字町とかは、この件に関しましては不採択でありました。雄物川もそうでありますが、そういった部分というのは最近のことです。参考にしたのか、お話などされたのか、お伺いします。

○田中敏雄 議長 総務文教常任委員長。

○石井正志 総務文教常任委員長 報告のとおり意見、討論はありませんでした。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、陳情第5号J R不採用問題の早期解決を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、議案第3号横手市西部地区テレビ共同受信施設設置条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第4号横手市ふるさと応援基金条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、既に議決されております3件を除く16件について採決いたします。

16件、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、16件は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議案第30号及び議案第83号の委員長報告、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第89、議案第30号平成20年度横手市一般会計補正予算（第8号）及び日程第90、議案第83号平成20年度横手市一般会計補正予算（第9号）の2件を一括議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（9番佐藤徳雄議員）登壇】

○佐藤徳雄 一般会計予算特別委員長 今定例会におきまして一般会計予算特別委員会に付託になりました案件中、議案2件について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

議案第30号の審査につきましては2月24日に、また、議案第83号の審査につきましては3月4日に一般会計予算特別委員会を開催し、総務文教、厚生、産業経済、建設の4つの分科会にそれぞれ所管の部分を委嘱いたしました。各分科会審査は3月5日、6日、9日に行われました。

本日開催した一般会計予算特別委員会で各分科会長報告を受け、報告はすべて原案のとおり可決すべきものでありました。

議案2件について質疑、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、議案第30号及び第83号についての一般会計予算特別委員会の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第30号平成20年度横手市一般会計補正予算（第8号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第83号平成20年度横手市一般会計補正予算（第9号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

---

◎議案第55号の委員長報告、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第91、議案第55号平成21年度横手市一般会計予算を議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（9番佐藤徳雄議員）登壇】

○佐藤徳雄 一般会計予算特別委員長 今定例会におきまして一般会計予算特別委員会に付託になりました議案第55号について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

各分科会審査は3月5日、6日、9日に行われました。

本日開催した一般会計予算特別委員会で各分科会長報告を受けたところ、厚生分科会と建設分科会の分科会長報告は原案のとおり可決すべきものでありました。産業経済分科会と総務文教分科会では採決は行わないこととしたとの報告がありました。

また、佐々木喜一委員ほか3名より本案に対し、お手元に配付している修正案が提出されました。修正の内容は、歳出で森林組合出資金増資費426万2,000円を減額し、同額を予備費において増額しようとするものであります。また、債務負担行為の第3表中、横手市森林組合出資金の項を削除しようとするものであります。

分科会長報告並びに修正案に対して質疑を受けた後、討論はなく、修正案について起立採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定いたしました。

続いて、修正議決した部分を除いた原案について起立採決を行い、起立多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、議案第55号についての一般会計予算特別委員会の報告を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから委員長報告並びに修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論の通告がありまので発言を許可いたします。

11番土田祐輝議員。

【11番（土田祐輝議員）登壇】

○11番（土田祐輝議員） 私は平成21年度横手市一般会計予算案の中で、6款農林水産業費、2項林業費に計上されております横手森林組合への出資増資額426万2,000円に対して修正案が出されております

が、私は原案に賛成の立場で討論いたします。

私はまず申し上げたいのは、森林組合の持つ公益性、公共性についてであります。森林組合法、同法第1条、目的にはその理念が高く掲げられております。一部抜粋しますと、「この法律は、森林の保続培養及び森林生産力の増進を図り、もつて国民経済の発展に資することを目的とする。」

続く同法第4条、事業の目的として「その行う事業によつて組合員又は会員のために直接の奉仕することを旨とすべきであつて、営利を目的としてその事業を行つてはならない。」とうたわれております。つまり、当該組合はこれまでその設立理念にのっとりまして、市内の広大な森林を系統立てて管理、育成してこられたのであります。さらに、市有林や財産区などもその多大な恩恵にあずかってきたのであります。

したがいまして、私は当市の資産のエキスパートでもあります当該組合を存続させることこそが、何より優先させるべきである。そしてそのことが結果として、市民の利益にもつながるものと確信する次第であります。

その理由について、以下3点に要約して申し述べさせていただきます。

まず第一に、昨年12月に開催されました新執行部体制での臨時総代会において、今後に向け経営改善計画案や増資計画案が了承され、それを受けて経営の合理化や不明朗な一連の会計処理にも着手しようとするこの時期に、大口出資者である横手市が増資に難色を示している、この事実はさらなる同調者を増やす呼び水にもなりかねません。ここはどんなことがあっても、市は総代会の意思決定を重く受けとめ、率先して実行すべきであります。なぜなら、市のこれまでの増資額の4,244万9,000円、これは全体の42.6%に上る上、増資額だけを見ても3分の1強を占める大口出資者だからであります。

私はこのような市の日和見的な態度は多くの組合員に疑心を抱かせ、再建案自体、画餅に帰す可能性すら出てくると思うのであります。したがいまして、この問題がこじれた場合、最悪のシナリオも考えられるだけに、私は良識ある議員として軽挙に走ることなく、大所高所から責任ある判断をすべきではないでしょうか。

次に、2つ目として指摘しておきたいのは、今回要請されました増資総額の2,131万円については補助金としてではなく、あくまで森林組合に対しての市からの出資金だ、この点にあります。このことは、形は違えど横手森林組合が存続する限り、市の財産として担保されるということにほかなりません。その一例として私はあえて申し上げたいのは、これまで平成6年から8年にかけて、さらに平成11年から13年にかけては、森林組合事業により剰余金があったため、利用分量に応じた配当金1,217万7,000円を増資に回したという経緯であります。こうした過去の事例からもご理解いただけたと思いますが、今回はあくまで増資なんだ、そういう共通の認識の上に立ちながら、間違っても2,100万円の増資を惜しんで、これまでの出資金4,200万円を紙くずにするような愚挙を犯してはならないということであります。議員の皆様にはぜひ懸命な判断をお願いする次第であります。

次に、3つ目として上げたいのは、雇用の場としての存在意義ではないでしょうか。今、経済環境の

悪化から市を挙げて緊急雇用対策を最優先課題として取り組みつつある中で、その主な数字を組合の資料から拾い上げても、年間雇用者数で135名、労務賃金のトータルで2億5,000万円にも及ぶこの雇用実態というのは、私はやはり軽視できるものではないと思うのであります。加えまして、県それから市からの業務委託先としてのこれまでの豊富な実績などを総合的に勘案しても、私はやはり横手森林組合を存続させるための増資案、そして貸付支援事業などの行政の援助は今惜しむべきものではないとの判断に至った次第であります。

また、これまでマスコミで報道されて指摘されているように、旧経営陣の不適切な、そして不明朗な会計処理については、その責任の所在を明確にしながらも、県などの指導のもとで早急に再発防止策を講ずるべきでありましょう。そして、何よりも急ぐべきは組合の経営が逼迫するに至った経緯とか、責任の追及に終始することではなくて、経営改善計画の柱である1つ目、増資による自己資本の充実、2つ目、秋田スギニカからの債権回収、3つ目、事務の合理化等により経費の削減に努めるべきものと考えます。

以上、申し述べてまいりましたように、市が大口の出資者としての道義的、社会的責任、それを果たす手段は増資に応じ再建を果たし、地域貢献して頑張ってください、それ以外にないと確信する次第であります。

議員の皆様の賢明な判断をいただき、ぜひご賛同いただきますようお願いして討論といたします。

○田中敏雄 議長 1番立身万千子議員。

【1番（立身万千子議員）登壇】

○1番（立身万千子議員） 私は平成21年度一般会計予算案に反対の立場で討論します。

ご存じのようにアメリカ発の金融危機が、以前から外需一辺倒と海外投資家の的になっていた脆弱な日本経済を直撃し、その影響が横手市にも及んできています。親会社の派遣切りが当市に誘致された子会社の操業短縮や期間社員の解雇などに直結してきました。これまで市内にあって優良企業と言われてきた事業所や老舗の製造業者など多くの商工業者、そして農業者の営業を立ち行かせるには的確な現状把握の上でどんな手だてを講じるか、事態は切迫しています。その状況下で国の臨時交付金や引き続く21年度の国家予算の充当と市の予算計上を工夫するなど、地方自治体として努力されていることは評価したいと思います。

政府は雇用保険の期限を延長する対策を講じ始めましたが、今後非正規のみならず正規職員にも及ぶ失業者が一挙に増大することが予想される中で、雇用対策と同時に生活の保障なしには市民を救うことは難しいのではないのでしょうか。

この間、私ども日本共産党は政府与党の選挙をにらんだ場当たり策である、定額給付金や子育て応援特別手当などに代表される国の第2次補正予算に反対しました。しかし、予算と関連財源法が成立した以上は国民一人一人にそのメリットを受ける権利が生じます。その権利を行使するか否かは国民の意思にゆだねるべきもので、地方自治体はその選択権を奪うことはできません。

したがって、私は市民の権利を奪わず、支給に関する事務の遂行も妨げない立場から、本定例会での関連議案に賛成しました。けれども、平成21年度一般会計予算案には高齢者のみならず、全世代の国民、市民にとって有害無益でしかない後期高齢者医療制度に関する予算が、一般財源だけでも11億円以上計上されており、いかに地方自治体の施策が国の法律に規制されるとはいえ、反対せざるを得ません。

また、私は今回、市の行財政改革について一般質問しました。市民協働を推進せずして、これからのまちづくりは成り立っていかないと市の要綱にも明記されています。しかし、市が市民協働の一つとして大きく位置づけている事業仕分けについては、ご承知のとおり公務労働の市場化を進める財界のもくろみが明らかになっています。私は市や第三セクターの業務、財政の見直しは必要と考えており、市民との協働で取り込まれる事業仕分け検討委員会に反対はしません。けれども、指定管理者制度導入の際に出されたおいしい施設は、火葬場、刑務所、保育園という日経B P レポートや、50兆円の宝の山と言って食指を伸ばす事業仕分けの構想を見ると、今また新しい環境保全センターの設置を、あのださんな設計、施工でプールの屋根が落ちた仙台市の例のようなP F I 方式を進めると公言している横手市当局は、行財政改革という看板を大上段に掲げて、安易に予算案に組み込んだのではないかと懸念する項目が残念ながら随所に見られてなりません。

市長は地域局枠の位置づけと組織内分権型予算編成のメリットを強調し、21年度に際しても各部署に一律減額予算で臨むことを指示されました。事業を減らさなければならない実務作業の中で、市民サービスとの板挟みで苦慮する庁内各現場にとっては、強力な参考資料が市民協働の事業仕分け検討委員会にある報告書だったであろうと想像できます。そうであったとしても、地方自治法の基本に戻り、くれぐれも市民福祉を守る立場から市当局は行財政改革の二面性を踏まえて、あくまでも慎重に期すべきと主張するものであり、以上の2点から私は平成21年度一般会計予算案に反対します。

○田中敏雄 議長 ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第55号平成21年度横手市一般会計予算を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は修正であります。まず委員会の修正案について採決いたします。

委員会の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。



ることに決定いたしました。

趣旨説明を求めます。7番小笠原恒男議員。

【7番（小笠原恒男議員）登壇】

○7番（小笠原恒男議員） 趣旨説明にかえて意見書案を朗読させていただきます。

まもなく後期高齢者医療制度が実施されて1年が過ぎようとしています。この医療制度の問題点は実施前からいろいろ指摘されてきましたが、実施される中でより明らかになりました。そのため、政府も改善しようとの動きが聞こえてきていますが、まだその内容がはっきりしていません。

高齢者の中から、「2万5千円の年金から5千円も天引きされて2万円では生活していけない」、「とても保険料が払えない。本当に保険料を滞納すると保険証が取り上げられるの?」、「病気になるたら『死ぬ』と言われていたようだ」など、切実な声が寄せられています。

私たちは、参議院で可決された「後期高齢者医療制度廃止法案」が、一日も早く衆議院で可決成立することを願っておりますが、4月に間に合うかどうか分かりません。昨年、この制度が発足すると「保険料が払えない」と自殺した高齢者がいることを覚えていることと思います。このような自殺者を再び出さないようにすることが急務だと私たちは考えています。

後期高齢者といわれる方々は、戦前、戦中、戦後を生きてきて日本の発展に尽くしてくれたことを忘れるわけにはいきません。この方々がこれからの老後を安心してくらしらせるようにしていただきたい。

- 1、後期高齢者医療保険料の大幅な見直しを行うとともに、低年金者の保険料の減免措置を行うこと。
- 2、長期滞納者に資格証明書の発行を行うのではなく、保険証の取り上げを行わずにこれまで通り発行すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから提出者に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第1号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議会案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議会案第2号の上程、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第93、議会案第2号地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、趣旨説明並びに委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第2号については、趣旨説明並びに委員会の付託を省略することに決定いたしました。

議会案第2号は出席者全員による提出並びに賛成でありますので、質疑はないものとして直ちに討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから採決いたします。

議会案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議会案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第94、議会案第3号JR不採用問題の早期解決を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議会案第3号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

趣旨説明を求めます。20番石井議員。

【20番（石井正志議員）登壇】

○20番（石井正志議員） ただいま議題となりました議会案第3号については、意見書の文案を朗読してご提案をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

JR不採用問題の早期解決を求める意見書案。

国鉄が「分割・民営化」され満21年が経過しているが、JR各社への移行の際に発生した「1047名JR不採用問題」については未解決の問題として残されている。

問題の長期化によって、不採用になった労働者の高齢化も進み、病気などによる就労不能の人や解決の陽の目を見ることなく他界した人も多数に及んでおり、人道的見地からも速やかな解決が求められている。

この間、ILOは政府の責任で早期解決を図るよう、1999年以降8度にわたる勧告を行っている。

政府はILO87号条約及び98号条約批准国として勧告履行の責任があることは明らかである。

よって政府はILO勧告を真摯に受け止め、関係者への働きかけを行うなど、JR不採用問題の早期解決に向けて努力されることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから提出者に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議会案第3号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議会案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣の件について

○田中敏雄 議長 日程第95、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については会議規則第160条の規定により、お手元に配付いたしました議員派遣のとおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本件は、お手元に配付いたしました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

---

#### ◎発言の取り扱いについて

○田中敏雄 議長 先ほどの24番の発言は議事録に載らないものとして認めます。そのようにご了承ください。

---

◎閉会の宣告

○田中敏雄 議長 これでは平成21年第2回横手市議会3月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 5時 2分 閉 会